

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等		
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3	
基本施策1 生活支援の推進	(1) 相談支援の充実	① 地域自立支援協議会の充実	地域の実情に応じた障がい福祉に関するシステムづくりなど、地域の障がい者支援に向けた協議をし、地域の関係機関とのネットワークの構築等、連携強化や社会資源の開発・改善、困難事例への対応のあり方など協議・調整を行い、協議会機能の充実を図ります。	福祉課	富良野地域部会の開催数	回	3	4	0	1	-	多方面の関係機関とのネットワークの構築等、連携強化を目的に定期的に協議会の開催。	B	②内容再考のもと継続	引き続き、地域の障がい者支援に向けた協議を行い、地域の関係機関とのネットワークの構築等、連携強化や社会資源の開発・改善、困難事例への対応のあり方などについて協議・調整を行う。	
		② 基本相談支援の充実	障がい者や家族からの相談を受け、福祉サービスの利用、地域での自立した生活を支援、社会参加などの情報の提供やアドバイスを行います。	地域生活支援センター	相談件数	件	3,341	2,887	2,216	2,122	773 (9月末)	市内で生活される当事者またはそのご家族からの相談に対し、適切な障害福祉サービスや必要な制度の情報提供を行っている。事業としての認知度が低いことが課題である。	A	①継続	引き続きニーズに沿った相談対応を行う。併せて、広報への掲載等を活用し事業周知を行う。	
				あさひ郷	相談件数	件	211	336	176	144	9月まで169件	当法人障がい系事業の協力体制にて地域生活相談についての情報提供やアドバイスを行っています。	-	①継続	引き続き、基本相談支援の充実に向けて実施していく。	
				福祉課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B	①継続	福祉サービスを利用し、地域での自立した生活を支援、社会参加などの情報の提供やアドバイスを行う。
		③ 地域相談支援・地域移行支援・地域定着支援の充実	障がい者支援施設や病院等（保護・矯正施設）に入所・入院している方が、地域生活へ移行するための支援を行います（地域移行）。単身で居宅生活をしている方などの常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行います（地域定着）。	地域生活支援センター	支援件数	件	0	0	0	0	0	0	精神科医療機関（主に北の峰病院）からの地域移行・定着支援について、地域移行計画作成に係る一連の取り組みに必要な連携体制を地域に構築している。	A	①継続	精神科医療機関からの地域移行・定着支援を地域関係機関との連携を図り行っていく。
				あさひ郷	支援件数	件	0	0	0	0	0	0	現在に至るまで対象となる方はいません。入所支援施設、自立支援協議会にて情報共有を行っています。	-	①継続	引き続き、関係機関と連携を行い地域移行・地域定着に向けて支援できるよう実施していく。
		④ 計画相談支援の充実	障がい者の抱える課題の解決や適切な福祉サービスの利用に向けてケアマネジメントを行い、きめ細やかな支援の実施のため、特定指定相談支援事業者がサービス等利用計画の作成やモニタリングを実施し、利用状況の検証を行いながら継続的なサービス利用の支援を行います。	地域生活支援センター	支援人数	人	82	112	100	95	46 (9月末)	福祉サービスの利用を希望される方、一人ひとりのニーズに沿ったケアマネジメントを実施している。福祉サービスの利用状況と生活状況の評価検証を細かにを行い、生活の質の向上に向けた取り組みを展開してきた。今後、新規利用が増えることを想定した場合、現状の専門職（相談支援専門員）の配置では不十分となることが懸念される。人材の確保と相談支援の質の担保が課題。	A	①継続	引き続き、障害福祉サービス利用希望者に対し相談支援の対応とケアマネジメントを実施していく。	
				あさひ郷	支援人数	人	246	242	242	243	242	モニタリング時期だけではなく必要に応じてご本人、ご家族の方と連絡を取り電話や訪問を行い福祉サービス利用についてのマネジメントを行っています。また福祉サービス事業からの相談についても同様に取り組んでいます。	-	①継続	引き続き、計画相談支援の充実に向けて実施していく。	
				福祉課	支援人数	人	3	4	3	2	1 (9月末)	在宅の福祉サービスを希望される方に対し、ニーズに沿ったサービス等利用計画の作成や会議等を行っている。	B	①継続	特定指定相談支援事業者がサービス等利用計画の作成やモニタリングを実施し、利用状況の検証を行いながら継続的なサービス利用の支援を行う。	
		⑤ 障がい児計画相談支援の充実	障がい児の心身の状況、おかれている環境、障がい児や保護者の通所支援や利用に関する意向、その他の事情を勘案しながら支援の種類及び内容を定めた計画を作成し、利用調整やモニタリングを行います。	こども未来課	相談支援計画書作成件数	件	283	265	296	229	143 (10月末)	相談支援事業所では、障害児通所支援の支給決定時において、対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービスを検討するため、サービス等利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングを行っています。	A	①継続	引き続き、対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービスを検討するため、サービス等利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングを行います。	
				地域生活支援センター	支援人数	人	116	143	148	150	64 (9月末)	児童発達支援センター（未就学児）、放課後等デイサービス（就学児）の利用について、保護者のニーズに沿ったサービス調整を実施。児童発達支援サービスを利用希望される対象者は増加傾向にある。相談員の確保が課題。	A	①継続	引き続き、各機関と連携を図りながら障がい児やその家族の意向に沿ったサービス調整を行っていく。	
				福祉課	支援人数	人	53	54	70	64	58 (9月末)	児童発達支援事業の利用について、保護者のニーズに沿ったサービス等利用計画の作成や会議等を行っている。	B	①継続	障がい児の心身の状況、おかれている環境、障がい児や保護者の通所支援や利用に関する意向、その他の事情を勘案しながら計画を作成し、利用調整やモニタリングを継続する。	
		⑥ 発達障がい児（者）相談支援の充実	保健センター、こども通園センター、教育相談室等、多方面で子どもの発達相談を受け、発達障がいの早期発見と療育の推進に努めます。その後の支援は、各関係機関等と連携し行います。	こども未来課	-	-	-	-	-	-	-	保健センター、こども通園センター、家庭児童相談室等の多方面において、子どもの発達相談を受け、各関係機関等と連携し支援を行っています。	A	①継続	引き続き、各関係機関等と連携し、発達障がいの早期発見と療育の推進に努めます。	
				福祉課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B	①継続	多方面で子どもの発達に関する相談を受け、各関係機関等と連携し、発達障がいの早期発見と療育の推進に努める。
⑦ 高次脳機能障がい相談支援の充実	富良野保健所を中心に関係機関と連携を取りながら、高次脳機能障がいの相談支援を行います。	保健所	相談件数	件	8	1	1	6	-	経年的に相談実績があり、個別支援や関係者の学習会等も実施している。社会復帰や、復帰先でのフォロー等、関係機関と連携した対応が必要。	-	①継続	継続して事業を実施する			

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等	
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3
		⑧ 生活サポートの推進	介護給付支給決定者以外の障がい者に日常生活の支援をします。	地域生活支援センター	利用者数	人	2	0	1	1	1 (9月末)	在宅の障害者に限定し、状況に応じ緊急一時的に居宅介護事業範囲内の家事支援を行っている。必要に応じ、居室清掃、買い物支援、受診同行等をサポート。	A	①継続	緊急的な家事支援に対応できる体制を維持していく。

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等		
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3	
基本 施策 1 生活 支援 の 推 進	(2) 経済的な支援	① 障害基礎年金	国民年金に加入中、または60歳以上65歳未満の期間に初診日のある病気やけがで日常生活に著しく支障のある障がいの状態になった場合に支給されます。また、20歳前に初診日のある病気やけがで日常生活に著しく支障のある障がいの状態になった場合は、20歳から支給されます。	市民環境課	-	-	-	-	-	-	-	法律に基づく制度であり、計画に盛り込む課題として評価すべき事項等はない。	-	③施策の再編	次期計画の施策として標記することは望ましくない。	
		② 障害厚生年金	厚生年金加入中に初診日がある病気やけがにより障がいが残ったとき、その程度に応じて支給されます。	年金事務所	-	-	-	-	-	-	-	法律に基づく制度であり、計画に盛り込む課題として評価すべき事項等はない。	-	③施策の再編	次期計画の施策として標記することは望ましくない。	
		③ 特別障害給付金	平成3年3月31日以前に国民年金に任意加入対象であった学生、昭和61年3月31日以前に被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者のうち、当時国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、65歳までに障害基礎年金に該当する障がい状態にある人に支給されます。	市民環境課 年金事務所	-	-	-	-	-	-	-	法律に基づく制度であり、計画に盛り込む課題として評価すべき事項等はない。	-	③施策の再編	次期計画の施策として標記することは望ましくない。	
		④ 特別児童扶養手当	20歳未満で精神、知的または身体に障がいを有する児童を監護している父、母または養育者に支給されます。	福祉課	受給者数	人	42	39	40	44	42	増減はあるものの一定程度の受給者がいる状況。制度の周知については、ホームページや広報、関係機関との連携等を行っている。	B	①継続	ホームページや広報の掲載や関係機関等との連携、心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。	
		⑤ 児童扶養手当	ひとり親家庭の父もしくは母に対し、養育・監護している20歳未満の児童（1～3級の身体障がい及び中度の知的障がいを有する場合。）を養育・監護している場合に支給されます。平成26年度の制度改正により父もしくは母が重度障がい者の状態にあり、障害基礎年金、障害厚生年金など“公的年金等”を受給している（できる）場合であっても、公的年金等の月額が児童扶養手当の月額よりも低い場合、その差額が支給されます。ただし、公的年金等の月額支給額が児童扶養手当支給額を上回っている場合は、児童扶養	子ども未来課	児童扶養手当受給者数（全部支給・一部支給）	人	197	170	155	136	132 (10月末)	経済的に不安定なひとり親家庭等の生活を支援するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（1～3級の身体障がい及び中度の知的障がいを有する場合は20歳未満。）を養育・監護している方に児童扶養手当を支給しています。	A	①継続	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉を増進することを目的に、引き続き、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（1～3級の身体障がい及び中度の知的障がいを有する場合は20歳未満。）を養育・監護している方に児童扶養手当を支給します。	
		⑥ 特別障害者手当	20歳以上で、精神、または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活で常時特別の介助を必要とする状態にある在宅者に支給されます。	福祉課	受給者数	人	4	3	4	4	4	一定程度の受給者がいる状況。制度の周知については、ホームページや広報、関係機関との連携等を行っている。	B	①継続	ホームページや広報の掲載や関係機関等との連携、心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。	
		⑦ 障害児福祉手当	20歳未満で、精神、または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活で常時特別の介助を必要とする状態にある在宅者に支給されます。	福祉課	受給者数	人	8	8	9	8	5	増減はあるものの一定程度の受給者がいる状況。制度の周知については、ホームページや広報、関係機関との連携等を行っている。	B	①継続	ホームページや広報の掲載や関係機関等との連携、心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。	
		⑧ 経過的福祉手当	20歳以上で、昭和61年3月末日現在福祉手当を受給していた人に支給されます。	福祉課	受給者数	人	1	1	1	1	1	一人のみの継続利用。	B	-	経過的な措置により、昭和61年4月以降の申請は受け付けていないため、現受給者で終了となる予定。	
		⑨ 税・公共料金等の減免	一定の条件を満たす障がい者に対し、所得税・道市民税の控除や自動車税の減免、水道・下水道料金や、NHK受信料等の減免を行います。	福祉課	有料道路割引申請数 NHK受信料減免申請者数（課税調査時件数） 水道料減免申請者数（課税調査時件数）	件 件 件	66 203 41	79 270 43	74 219 42	56 265 45	- 220 37	増減はあるものの一定程度の申請がある状況。制度の周知については、ホームページや広報、関係機関との連携等を行っている。	B	①継続	ホームページや広報の掲載や関係機関等との連携、心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。	
		⑩ 生活福祉資金の貸付	障がい者世帯に対し、目営業での新規開業、拡張、継続に必要な資金、障がい者自身の通勤・通院用自動車の購入、障がい者の日常生活上、支障が生じている住宅の改修・整備、就職等で必要な資金の貸し出しを行います。	社会福祉協議会	貸付件数	件	0	0	0	0	0	0	申請実績無く、貸付実績も無い。	D	①継続	制度の周知を引き続き実施する。
		⑪ 就学奨励費	特別支援学級に通学（通級）する児童・生徒の就学に要する経費の一部を補助します。	学校教育課	件数	件	70	68	65	73	71	特別支援学級に在籍している児童生徒の世帯うち、就学援助で認定されている世帯を除き、ほとんどの世帯が認定されている状況。年度始めに学校を通じて対象者へ周知を行っている。	A	①継続	引き続き、特別支援学級に在籍する児童生徒の世帯に学校を通じて周知を行っていく。	

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等		
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3	
基本施策1 生活支援の推進	(3) 訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ）	在宅の障がい者（難病等含む）のもとにホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、日常生活を支援します。	福祉課	利用者数	人	17	20	21	21	-	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、日常生活の支援サービスでニーズが高い。	B	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		② 重度訪問介護	在宅の重度肢体不自由者で常時介護を必要とする人、重度の知的障がい者及び精神障がい者に、入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援等を総合的にを行います。	福祉課	利用者数	人	1	1	1	1	-	在宅の重度肢体不自由者、重度の知的障がい者及び精神障がい者に常に支援を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援等を行うサービスであるが、ニーズは低い。	B	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		③ 同行援護	視覚障がい、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供することと移動の援護を行います。	福祉課	利用者数	人	0	0	2	2	-	視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供することと移動の援護等を行うサービスであるが、利用が少ない。	D	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		④ 行動援護	知的障がい、または精神障がい、行動上著しく困難を有する障がい者・児であって常時介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時の移動支援等を行います。	福祉課	利用者数	人	1	1	1	0	-	自己判断力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、移動の支援の行うサービスであるが、利用は低い。	D	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		⑤ 重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者・児で意思疎通を図ることに著しい支障がある人で、行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等を包括的にを行います。	福祉課	利用者数	人	0	0	0	0	-	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に行うサービスであるが、サービスの利用がない。	D	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		⑥ 訪問入浴サービス	通常の方法で、入浴が困難な65歳未満の方で、介護保険制度に該当しない重度身体障がい者・児に巡回入浴車を派遣し、組立式浴そうで入浴介助を居宅で行います。	福祉課	利用者数	人	0	0	0	0	-	介護保険制度に該当しない重度身体障がい者・児に巡回入浴車を派遣し、組立式浴そうで入浴介助を居宅で行うサービスであるが、過去に利用された実績はない。	D	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
基本施策1 生活支援の推進	(4) 日中活動系サービス	① 生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、昼間障害者支援施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うことと、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	福祉課	利用者数	人	93	87	88	86	-	常に介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護を行うことや、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスで利用がとて高い。	B	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		② 療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、昼間病院等で、機能訓練、療養上の管理、看護を行うことと創作的活動や生産活動の機会を提供します。	福祉課	利用者数	人	7	6	7	7	-	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護・介護及び日常生活上の世話をするサービスであり、ある程度の利用がある。	B	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能、または生活能力の維持・向上のために必要な訓練を一定の期間に行います。	福祉課	利用者数	人	1	0	0	1	-	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、または生活能力の維持・向上のために必要な訓練等を行うサービスであるが、利用実績は低い。	D	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		④ 短期入所（ショートステイ）	介護者の疾病、その他の理由により障害者支援施設等への短期間の入所で、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。	福祉課	利用者数	人	24	22	21	17	-	自宅で介護する方が疾病等の場合に、短期間、夜間も含め施設等に入所し、入浴・排せつ、食事の介護等を行うサービスで、一定した利用がある。	B	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		⑤ 日中一時支援事業	家族の就労により日中に自宅で介護できないなどに、障害福祉サービス事業所等で、障がい者・者に一時的な活動の場を提供します。	福祉課	利用者数	人	86	82	83	78	-	一時的に見守りなどの支援が必要な方に、障害福祉サービス事業所等で、一時的な活動の場を提供するサービスで、安定して利用は高い。	B	①継続	障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者支援法に基づくサービスを引き続き提供する。	
		⑥ 地域活動支援センター	在宅の障がい者等に、創作的活動や生産活動、地域活動等を行う場を提供します。	地域生活支援センター	登録者数	人	49	51	53	48	53 (9月末)	-	地域活動支援センター「リリー」を開設。1日に10名～15名の利用がある。創作的活動やレクリエーション活動等を通じ、社会交流の機会を提供している。また、地域の障がいを持たれる方の休息の場所としての機能を果たしている。	B	①継続	利用者のニーズに沿ったプログラムを提供していき、地域の当事者にとって利用しやすい場所となるよう事業展開していく。
		⑦ 医療的ケア支援事業	医療的ケアに必要な在宅の障がい者（児）に、看護師を地域活動支援センター等に派遣し、居宅以外の社会参加を支援します。	福祉課	利用者数	人	0	0	0	0	0	-	保護者や医療機関等からの相談はあるが、利用申請に至っていない。毎年医療的ケア児の人数等の調査を行っている。	D	①継続	医療機関等との連携し、制度の周知と医療的ケア児の調査を引き続き実施する。

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等	
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3
基本施策1 生活支援の推進	(5) 居住系サービス	① 共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	福祉課	利用者数	人	82	85	86	85	-	共同生活を送る住居にて、相談や日常生活上の援助や介助を行うサービスで、安定して利用が高い。	B	①継続	入所施設において、障がい者が障害者支援法に基づく相談や日常生活の援助等のサービスを引き続き提供する。
		② 施設入所支援	施設に入所している障がい者に、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。	福祉課	利用者数	人	56	53	53	54	-	施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事等の介助を行うサービスで、安定した利用がある。	B	①継続	入所施設において、障がい者が障害者支援法に基づく相談や日常生活の援助等のサービスを引き続き提供する。
		③ 社会福祉法人への支援	社会福祉法人の施設整備や運営の一部を補助することで、施設整備の促進に努めます。	福祉課	件数	件	0	0	0	0	-	市内の社会福祉法人において、近年の施設整備事業等の要望はない。	B	②内容再考のもと継続	社会福祉法人からの要望に応じて、適時検討し判断する。
		④ 居住支援の推進（サポート事業）	賃貸契約で一般宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がい者に、入居に必要な調整等に係る支援や家主等への相談、助言を行います。	地域生活支援センター	利用者数	人	1	2	1	1	2 (9月末)	安価な住宅情報の収集を行い、必要に応じ情報提供をしている。また、入居契約に係る一連の事務手続きのサポートを行っている。	A	①継続	定期的な住宅情報の収集を継続しながら、必要に応じた情報提供と、契約に係る支援を行える体制を維持していく。
	(6) 移動に関する支援	① 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者・児が、自立した地域生活と社会参加を実現できるように、外出のための支援をします。	福祉課	利用者数	人	6	6	8	7	-	毎年数人の利用者がある状況。制度の周知については、ホームページ等を利用している。	B	①継続	障がい者の社会参加を支援するため、ホームページ等に掲載し、制度の周知を引き続き実施する。
		② 自動車運転免許取得助成	心身障がい者が運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助します。	福祉課	利用者数	人	0	0	0	0	-	平成28年度以降、保護者等からの相談はあるが利用申請に至っていない。	D	①継続	障がい者の社会参加を支援するため、ホームページの掲載や心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。
		③ 身体障害者自動車改造助成	身体障がい者が社会参加のため、本人が所有し運転する自動車の改造に要する費用を補助します。	福祉課	利用者数	人	1	1	2	1	-	毎年数人の利用者がある状況。制度の周知については、ホームページの掲載や心身障がい者の手引きを利用している。	B	①継続	障がい者の社会参加を支援するため、ホームページの掲載や心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。
		④ 重度障害者（児）タクシー料金助成	下肢障がい、体幹障がい、視覚障がい等身体障害者手帳1・2級の所持者、または呼吸器機能障がい、身体障がい者で在宅酸素利用者に、タクシー料金を助成します。	福祉課	利用者数	人	27	30	27	21	-	増減はあるものの一定程度の利用者がある状況。制度の周知については、ホームページの掲載や心身障がい者の手引き等を利用している。	B	①継続	障がい者の社会参加を支援するため、ホームページの掲載や心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。
		⑤ 腎臓機能障がい者及び特定疾患患者通院交通費助成	腎臓機能障がい者で人工透析療法を受けている方、特定疾患で長期にわたり療養を必要とする方で、市外の医療機関に通院する場合の交通費の一部を助成します。	福祉課	利用者数	人	51	49	60	68	-	増減はあるものの一定程度の利用者がある状況。制度の周知については、ホームページの掲載や心身障がい者の手引き等を利用している。	B	①継続	市外の医療機関に通院する費用の一部を支援するため、ホームページの掲載や心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。
		⑥ 精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成	障がいの回復、社会復帰のために市内の作業所などの施設に通所されている方に、その通所に要する公共交通機関の料金の全額を助成します。	福祉課	利用者数	人	1	2	1	1	-	毎年数人の利用者がある状況。制度の周知については、該当する作業所と連携している。	B	①継続	障がいの回復、社会復帰を支援するため、該当する作業所と連携し制度の周知を引き続き実施する。
	(7) その他サービス	① 補装具費の支給	補装具の購入、または修理が必要と認められる障がい者に、その費用の一部を補助します。	福祉課	支給件数 修理件数	件 件	48 25	28 14	31 19	30 14	-	増減はあるものの一定程度の利用者がある状況。制度の周知については、ホームページの掲載や心身障がい者の手引き等を利用している。	B	①継続	ホームページや広報の掲載や医療機関等との連携、心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。
		② 日常生活用具の給付	重度障がい者等の必要に応じてそれぞれの障がいの特性に合った日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	福祉課	給付件数	件	550	573	553	682	-	増減はあるものの一定程度の利用者がある状況。制度の周知については、ホームページの掲載や心身障がい者の手引き等を利用している。	B	①継続	ホームページや広報の掲載や医療機関等との連携、心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。
		③ 車いすの貸出し	普段使用している車いすが修理中の場合や普段使用していないが旅行中だけ利用したいといった場合等に無料で貸し出します。	社会福祉協議会	貸出件数	件	39	48	34	21	23	増減はあるものの一定程度の利用者がある状況	B	①継続	制度の周知を引き続き実施する。
		④ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児を対象に補聴器購入費の助成を行います。	福祉課	助成件数	件	0	0	0	0	(2)	平成28年に2件の助成の後、申請がなかったが、今年新規2件の申請があった。	B	①継続	医療機関等との連携し、制度の周知を引き続き実施する。

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等						
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3					
基本施策2 生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくり	① 公共施設のバリアフリー化	市の施設の段差解消のバリアフリーと、トイレ等のバリアフリー化を推進します。オストメイトトイレや盲導鈴の設置を進めます。	都市建築課	整備件数	件	0	0	0	0	0	市役所新庁舎建設工事によるバリアフリー化を実施（R4完成）	D	①継続	市の施設の段差解消のバリアフリーと、トイレ等のバリアフリー化を引き続き推進する。					
		② ユニバーサルデザインの推進	障がいのある人もない人も誰もが、自由に使いやすい環境の整備を行っていくために、ユニバーサルデザインの考え方の普及や研究に努めます。	都市建築課	整備件数	件	0	0	0	0	0	ユニバーサルデザインを理解するための機会が十分でなく、考え方が浸透していない。	D	①継続	ユニバーサルデザインの考え方の普及や研究に努める。					
		③ 公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関などの駅のバリアフリー化や車いす対応タクシー、ノンステップバスの増車等を事業者に要請します。	企画振興課	-	-	-	-	-	-	-	-	関係機関への要請等については未実施	E	-	関係機関への要請等について今後検討していく				
		④ 建築物のバリアフリー化	北海道福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った建築物の指導を行うとともに、条例の適用外となる小規模な建築物に対しても指導や啓発を行います。	都市建築課	整備件数	件	0	0	0	0	0	0	北海道福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った建築物の指導と、条例の適用外となる小規模な建築物に対する指導等。	D	①継続	北海道福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った建築物の指導を行うとともに、条例の適用外となる小規模な建築物に対しても指導や啓発を行います。				
		⑤ 道路環境のバリアフリー化	視覚障がい者にも配慮した段差の解消や路面の平坦化、表示誘導の設置を図ります。交通マナーの遵守や放置自転車・看板等の撤去を進めるための啓発活動を行います。	都市施設課	表示誘導の設置 看板等の撤去	件 件	1 0	1 2	1 2	0 2	0 0	0 0	1 0	1 0	標準バリアフリー路線市道春日錦町通の表示誘導設置及び不法占用看板等の指導	B	①継続	今後もバリアフリー法に規定する特定道路の重点整備を実施		
		⑥ 公園のバリアフリー化	公園の出入口等の段差の解消や使いやすい水飲み場・トイレの整備を進めます。	都市施設課	整備件数	件	1	1	0	0	0	1	0	0	1	都市公園及び観光公園等において、使いやすいトイレ整備の実施（H29みどり公園、H30泉公園の水洗化及びR3朝日ヶ丘総合公園洋式化）	B	①継続	都市公園及び観光公園の公共下水道処理区域内水洗化についてはH30年度で完了。洋式化については継続整備予定。	
		⑦ 居住環境のバリアフリー化	生活する建物のバリアフリー化を進めるとともに、道路や商店、公共施設など地域ぐるみで住みやすい居住環境を実現するように促します。	都市施設課	整備件数	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	道路整備に合わせて歩道のバリアフリー化を実施していますが、商店及び公共施設など地域ぐるみでの居住環境実現に向けた整備事例はありません。	D	①継続	今後も、生活する建物のバリアフリー化を進めるとともに、道路や商店、公共施設など地域ぐるみで住みやすい居住環境を実現するように促します。	
		⑧ セーフティネットづくり	障がいのある人が安全に、安心して暮らすために商店・交通機関・医療・警察・消防などの関係機関への啓発を行い、連携を強めます。	福祉課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	具体的な実績なし	D	②内容再考のもと継続	商店・交通機関・医療・警察・消防などの関係機関への啓発活動について検討する。
		⑨ 交通安全施設の整備	音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設の整備を関係機関に要請します。	市民協働課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	町内会等の設置要望により警察を通して公安委員会に要望をしますが、近年は要望はありません。	E	①継続	設置希望や必要性を確認し、要望がある場合は公安委員会に要望をしています。
		⑩ 公的住宅の整備	住宅確保要配慮者として、障がい者の居住の安定確保に努めるとともに、障がい者等に配慮した公営住宅の整備に努めます。	都市建築課	整備戸数	戸	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	老朽化した公営住宅の建替えを実施（1棟8戸）	B	①継続	公営住宅の建替えを継続実施する。
		⑪ 住宅改修費の助成	障がい者が現に居住する住宅について、手すりの設置や段差の解消等、小規模な住宅改修の費用を助成します。	福祉課	助成件数	件	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成29年に2件の助成の後、親族や医療機関等からの相談はあるが申請には至っていない。	D	①継続	在宅生活支援のため、ホームページや広報の掲載や医療機関等との連携、心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。
		⑫ 住宅改造の支援	生活福祉資金制度の充実や住宅改造資金の充実に努めます。	社会福祉協議会	-	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	申請実績無く、貸付実績も無い。	D	①継続	制度の周知を引き続き実施する。

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等		
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3	
基本施策2 生活環境の整備	(2) 防災・防犯対策	① 防災ネットワークの確立	災害時に備えて地域住民や消防者、障がい者関連団体等との連携を図り、災害時の避難誘導や避難場所での生活支援等、障がい者に必要な支援のネットワークを構築します。	総務課	なし	-	-	-	-	-	関係団体への出前講座、研修会等を通じ、連携を図っている。	B	①継続	今後も関係団体と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めている。		
		② 緊急通報システムの設置	災害時に必要とした時の連絡・援助体制を整備し、重度身体障がい者の日常生活の不安の解消を図ります。	高齢者福祉課	利用者数	人	149	145	138	127	-	携帯電話の普及により、利用者が年々減少傾向にある。	A	①継続	認知症や外出に不安のある病気をもちの方向けにGPS機能付きのモバイル型をR3年度より本格導入。	
		③ 防犯体制の確立	関係機関・団体及び住民組織などと連携を図り、障がい者が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。	市民協働課	-	-	-	-	-	-	-	消費生活相談での対応や警察などの関係機関と連携し、地域での講座の開催を始め、安全安心メールを活用したリアルタイムの情報発信により被害の防止を図ります。	C	①継続	被害防止のため、きめ細やかな情報の発信を実施する。	
		④ 災害時の避難場所の確保と支援体制の確立	福祉避難場所の指定及び関連事業者との災害時受け入れに関する協定の締結を推進し、受入体制の充実を図るとともに、在宅で被災生活を送る障がい者の巡回相談などの支援体制を整備します。	総務課	福祉避難所の整備数	か所	1	1	1	1	1	市内にある社会福祉法人と協定を締結し、災害時における施設の利用や職員派遣等の協力いただける体制を構築している。	A	①継続	災害時には、協定に基づいた連携が図られるよう、平時より訓練や意見交換の場を設けるなど、体制構築に努める。	
		⑤ 防災訓練等への当事者参加の促進	地域主体の防災訓練の実施を推進し、地域の障がい者を含めた災害時要援護者の援護体制の確立を推進します。	総務課	防災訓練回数	回	1	1	1	0	0	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、防災訓練を実施できていない。	C	①継続	新型コロナウイルス感染症拡大予防に努めながら、可能な範囲で防災訓練を実施する。	
		⑥ 災害時要援護者支援プランの推進	災害時要援護者支援プラン（全体計画）に基づく、個別計画の作成を地域に指導します。災害時の障がい者の特性に配慮した対応の参考となる避難所運営マニュアル（23年度作成）の浸透を図ります。	総務課	-	-	-	-	-	-	-	出前講座等実施し、指導・啓発に努めているが、個別計画を作成できる状況に至っていない。避難所運営マニュアルについては令和3年3月に改正し、啓発に努めている。	D	①継続	個別計画については、関係団体等と連携を図りながら作成に努める。避難所運営マニュアルについては、出前講座、防災訓練等を継続的に実施し普及・啓発に努める。	
		⑦ 防災資機材の整備	障がい者に配慮した防災資機材の整備を進めていきます。	総務課	-	-	-	-	-	-	-	毎年、防災資機材の整備に努めているが、予算や保管場所の都合上、十分な量を確保できていない。	C	①継続	今後も継続して、防災資機材の整備に努める。	
基本施策3 教育・発達支援の充実	(1) 療育・保育・教育の充実	① 児童発達支援事業	支援が必要な子どもに、日常生活の基本的な動作への指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を充実させていきます。	こども未来課	延べ通所人数（公立・民間）	人	959	967	831	829	475 (10月末)	個別支援計画に基づき、児童発達支援事業所において、遊びや生活動作を通して、心身の発達を促し、子どもが持っている力を発揮できるように支援を行っています。	A	①継続	日常生活の基本的な動作への指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を引き続き行います。	
		② 保育所・幼稚園での障がい児の受け入れ	保育所・幼稚園等での障がい児の受け入れを進め、障がい者に配慮した保育・幼稚園教育を実施します。	こども未来課	特別支援保育受入対象人数（市立保育所）	人	26	27	23	29	24 (10月末)	市立保育所では、必要に応じて、障がい児担当保育士の配置を行い、安全確保と児童の成長、発達の促進の支援を図っています。また、障がいのある園児及び特別な配慮が必要な園児の教育を行う私立幼稚園に対して補助金を交付しています。	A	①継続	引き続き、保育所・幼稚園等での障がい児の受け入れを進め、障がい者に配慮した保育・幼稚園教育に努めます。	
		③ 保育所等訪問支援	保育所等の集団生活に適応できるように、指導経験のある児童指導員・保育士が訪問して障がい者の特性に応じた専門的な支援を行います。	こども未来課	訪問件数	件	2	7	8	10	12 (10月末)	こども通園センターの専門職員が、幼稚園・保育所を訪問し、専門的な見地から指導・助言を行っています。	A	①継続	保育所等の集団生活に適応できるように、引き続き、専門的な支援その他必要な支援に努めます。	
		④ 発達支援事業	子どもの発達の専門的な相談や療育を行います。北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターと連携して、発達障がいの相談支援を行います。相談支援者等が研修を行い、相談や療育技術等の資質の向上を図ります。	こども未来課	地域療育支援の開催回数	件	3	3	3	4	4	こども通園センターの専門職員が、子どもの発達の専門的な相談や療育を行っています。また、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターの専門職員による地域療育支援を開催し、子どもの発達評価、家族への相談、事後カンファレンスを実施しています。	A	①継続	引き続き、子どもの発達の専門的な相談や療育を行うとともに、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターと連携して、発達障がいの相談支援を引き続き行います。相談支援者等が研修を行い、相談や療育技術等の資質の向上を図ります。	
		⑤ 関係機関のネットワークの構築	富良野市特別支援教育マスタープランにより、特別な支援を必要とする乳幼児、児童・生徒への支援を行う機関等のネットワークを構築し、相互理解を深めます。	学校教育課	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度に編集委員会を開催し、令和3年～7年の富良野市第4次特別支援教育マスタープランを作成した。また、保護者の周知を図るために保護者向け支援ガイドブックも発行した。	A	①継続	富良野市第4次特別支援教育マスタープランは関係機関との連携や保護者理解を考慮して作成しているため、マスタープランに沿って取組を継続していく。	
		⑥ 療育支援事業	発達障がいのワークショップや講座を行い、それに携わる支援者を育成し、地域での発達障がいの理解を深めます。	こども未来課	研修会の開催回数	回	1	1	1	1	1	1	こども発達支援推進研修会を開催し、地域における発達障への理解を深めています。	B	①継続	引き続き、こども発達支援推進研修会を開催し、地域における発達障がいの理解の深化に努めます。
		⑦ 相談支援体制の構築	支援が必要な子どもや保護者への乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の整備を図り、早期に乳幼児期の対応をし、学校卒業後の適切な支援を行います。	エコエート富良野	相談支援専門員数	人	4	3	3	3	3	3 (9月末)	児童発達支援センター（未就学児童）から放課後等デイサービス（就学児/18歳まで）へ移行する流れが出来ており、学校卒業後にはグループホームや通所施設等の障害福祉サービスが利用できる環境と、一連の流れに対応する相談支援体制を整備している。	A	①継続	幼児期から成人期まで、ライフステージに沿った福祉サービスと相談支援を提供できる体制を維持していく。
		⑧ 特別支援連携協議会の充実	幼児・児童・生徒や保護者の意向、障がい等の状況を把握して、就学相談や就学支援を適切に行うため、特別支援連携協議会の充実に努めます。	学校教育課	協議会の開催	回	3	3	3	3	3	-	児童生徒の学びの場の決定については、特別支援連携協議会及び教育支援委員会の協議をもとに決定している。	A	①継続	引き続き、児童生徒の実態にあった学びの場を協議していく。

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等		
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3	
基本 施策 3 教育・ 発達支 援の充 実	（2） 特別支援教育 の充実	① 就学支援体制の充実	障がいのあるなしに関わらず子どもたちの実態を把握し、一人ひとりのもつ可能性・能力・特性などに応じて教育が受けられるよう就学支援体制の充実に努めます。	学校教育課	専門家チームの訪問	回数	2	4	11	7	8	早期からの教育相談の受け入れや小学校の特別支援教育コーディネーターの幼保訪問、専門家チーム派遣により就学体制の充実を図っている。	B	①継続	児童生徒一人ひとりの実態に合わせて教育が受けられるよう、引き続き、相談体制の充実と児童生徒の実態把握に努める。	
		② 特別支援学級の設置	特別支援学級を市内の小・中学校に設置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。	学校教育課	学級数	学級	48	49	46	50	49	各学校に特別支援学級を設置し、児童生徒一人ひとりに合った教育を実施している。	A	①継続	特別支援学級の在籍率が年々上昇しているため、引き続き教育的ニーズに応じた教育を実施していく。	
		③ 個別の教育支援計画の作成	特別支援教育コーディネーターを指名し、児童・生徒や保護者、担任、外部機関との連絡を円滑化し、適切な指導を行うために、個別指導計画の作成を進めます。	学校教育課	-	-	-	-	-	-	-	-	各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成している。	B	①継続	令和3年度より様式を統一した形で運用しており、学校間の連携と外部機関との連携を強化し、引き続き支援の充実のために活用していく。
		④ 特別支援学校との連携	特別支援学校、市内の小・中学校、関係機関等で連携を深め、相互の行き来がスムーズに行えるような仕組みの構築を図ります。	学校教育課	パートナーティーチャーの派遣回数	校	9	12	12	12	12	12	特別支援学校からのパートナーティーチャー派遣制度を活用し、指導及び支援の充実を図っている。	A	①継続	パートナーティーチャー制度による指導及び支援の充実を継続して図り、情報共有も行っていく。
		⑤ 通級指導教室の充実	言語障がい等の児童生徒に対し、通常の子級に在籍しながら、特別の指導の場を設け、特別の教育課程に基づき、個々に応じた専門的な指導の充実を図ります。	学校教育課	利用者数	人	33	36	36	33	38	38	ことば等にかかわる困りがあるために、持っている能力を十分に出せないでいる児童に言葉や全体的な発達を促すために支援を行っている。	A	①継続	困り感を抱える児童生徒への支援のニーズが高まっているため、引き続き、通級指導教室での指導の支援を図る。
		⑥ 指導力向上の推進	関係機関との有機的な連携協力体制の構築と、人ひとりの教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等への専門性や指導力の向上に努めます。	学校教育課	研修会回数	回	4	6	4	2	2	2	子どもの支援に関わる方々を対象に、教育相談の専門性向上の研修や指導力に対する研修会を開催し、支援の充実を図っている。	B	①継続	引き続き研修会の開催による支援体制の充実及び関係機関との連携しやすい体制をより構築することで、専門性の向上に努める。
		⑦ 保健・福祉・保育等との連携	保健・福祉・保育等の部署と連携し、一貫した特別支援教育の情報の共有化を図ります。	学校教育課	-	-	-	-	-	-	-	-	個別の教育支援計画を中心に関係機関との情報の共有化を図っている。	B	①継続	引き続き、個別の教育支援計画を活用することで、情報の共有化を図っていく。
	（3） 放課後活動・ 生涯教育の充 実	① 学童クラブへの障がい児の受け入れ	保護者の就労等で、学校から帰宅後に適切な監護が受けられない障がい児を学童クラブに受け入れます。	社会教育課	利用者数	人	-	-	-	-	-	-	これまでの所、受入れ実績はない。	D	①継続	障害のある子どもも学童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
		② 放課後子ども教室への障がい児の受け入れ	放課後子ども教室に、当該校に在籍する障がい児を受け入れ、仲間との交流や学習、スポーツ等の活動の場を展開します。	社会教育課	利用者数	人	-	-	-	-	-	-	これまでの所、受入れ実績はない。	D	①継続	障害のある子どもも放課後子ども教室を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
		③ 放課後等デイサービス事業	放課後や夏休み等の長期間中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育と協力して障がい児の自立を促進と、放課後等の居場所づくりを行います。	こども未来課	延べ通所人数	人	625	756	720	743	490 (10月末)	490	発達支援事業所において、授業の終了後または休校日に、生活機能の向上のために必要な訓練等を継続的に提供し、身体や言葉の発達に心配や遅れのある児童に対して、相談や個別の・集団的な療育を行い、その発達を促すための援助を行っています。	A	①継続	授業の終了後または休校日に、生活機能の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を引き続き行います。
		④ 障がい者の社会教育の場の充実	障がい者が参加しやすい、一般教養、スポーツ、レクリエーションの事業を実施します。生活充実に必要な学習・スポーツ活動の機会を提供し、地域の理解を促進させます。	社会教育課	-	-	-	-	-	-	-	-	これまでの所、実績はない。	D	①継続	障害のある、なしに係わらず、積極的に参加できるレクリエーション等の活動の場を提供する。
		⑤ 障がい者の社会教育の指導者の発掘	市の関係部署、文化団体、スポーツ団体、相談支援事業所等の連携で、障がい者に文化・スポーツ・レクリエーションを教える指導者の発掘を行います。	市民協働課	-	-	-	-	-	-	-	-	スポーツ推進委員と連携し、障がいを持つ人でも体験できる軽スポーツの習得と普及を行ってきた	C	①継続	取り組みを継続し、新たな軽スポーツの普及に努める
		⑥ 障がい者スポーツ大会	各種障がい者スポーツ大会の実施を支援します。北海道障がい者スポーツ大会などの参加を支援します。	市民協働課	-	-	-	-	-	-	-	-	毎年、北海道障がい者スポーツ大会への参加について、市内関係機関への周知とポスターの掲示を行っている。	B	①継続	北海道障がい者スポーツ大会の参加等の支援を引き続き行う。
		⑦ 障がい者レクリエーション・文化活動	レクリエーション・文化活動への参加を支援し、参加の機会の拡大に努めます。障がい者支援施設等の作品発表活動を支援します。	イクワエート富良野	支援件数	件	1	1	0	0	0	0	地域活動支援センター内で創作活動を行い、希望があった場合、展覧会等への作品出品を支援している。		①継続	日常的な創作活動の機会を維持しながら、文化活動等への積極的参加を支援していく。

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等		
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3	
基本施策4 保健・医療の推進	(1) 予防・早期発見・早期支援	① 妊婦健康診査、先天性代謝異常検査、股関節脱臼検査	新生児の障がいの予防、新生児及び乳幼児の障がい、発達障がいの早期発見と重度化を防止するため、母子保健法の各種の健康診査を行います。	保健医療課	妊婦健診受診数 (R1～産婦健診開始) 股脱検診受診数	件 人	2,737 124	2,533 160	2,276 126	2,521 128	-	妊産婦健康診査、先天性代謝異常検査の受診率は100%だが、股関節脱臼検査も4ヵ月健診と同時実施しており、ほぼ100%の受診率である。	A	①継続	今後も必要時医療機関や関係部署とも連携を図っていきながら継続。	
		② 未熟児訪問・未熟児相談	未熟児や医療依存度の高い乳児を抱えている家庭等に、医療機関と連携を取りながら保健師が訪問等をして、相談・指導を行います。	保健医療課	未熟児訪問件数	件	14	11	8	10	-	未熟児については、退院後に医療機関から養育支援連絡書が届くため、出生時や入院時の母子の状況を把握してから訪問することができている。	A	①継続	今後も必要時医療機関や関係部署とも連携を図りながら継続。	
		③ 未熟児養育医療給付	養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し、医療費を助成します。	市民課	医療費助成件数	件	17	21	9	14	-	入院が必要と医師が認めた、身体の発達が未熟なまま生まれた乳児に対し養育に必要な医療の給付を行う。	A	①継続	今後も必要時に関係部署や医療機関と連携を図りながら継続。	
		④ 長期療養児童・身体障がい児童への療育指導	小児慢性疾患等の医療給付申請時及び医療機関からの連絡で、保健師・栄養士が相談、訪問指導を行います。	保健所	面接件数	件	1	4	4	1	-	〔現状〕申請時の面接を実施。継続支援の対応はない。〔課題〕医療が必要な在宅療養児等が必要時に必要なサービス等が利用できるような地域の体制を充実させていく必要がある。	-	①継続	申請時の面接を継続。支援は子育て療育部門、相談支援事業所、教育部門等の役割が大きい。	
		⑤ 妊産婦・新生児訪問	妊産婦及び新生児の家庭訪問を実施し、健康状態、生活環境、疾病予防等の相談・指導を保健師が行います。	保健医療課	妊産婦件数 新生児件数	件	143 136	177 175	134 140	143 151	-	妊娠中から栄養相談や支援が必要な者に訪問し、産後は全戸に訪問し、母子の健康状態、生活環境等の確認ができている。	A	①継続	今後も訪問を継続し、必要時医療機関や関係部署とも連携を図りながら支援していく。	
		⑥ 母子保健総合相談	虐待・母子の健康、子育て等の母子保健に関する相談を行います。	保健医療課	-	-	-	-	-	-	-	-	この事業名の相談は実施していないが、母子の健康・子育て等の相談や虐待が疑われるような場合は、両課で連携を取りながら支援している。	A	①継続	今後も両課で連携を取りながら相談・支援を継続。
		⑦ 乳幼児健康診査	乳幼児期の各期における健康診査（4ヵ月児健康診査、7ヵ月児健康相談、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査）を行い、障がいの疑いのある乳幼児の早期発見及び相談・指導を実施します。	保健医療課	健診・相談受診率 4ヵ月 7ヵ月 1歳6ヵ月 3歳	%	98.4 92.7 99.3 100	98.8 92.3 100 100	99.2 93.7 98.5 100	97.0 89.7 100 100	-	各乳幼児健診の受診率はほぼ100%となっていたが、令和2年度は新型コロナ禍で乳児健診（相談）の受診率が減少。発達に遅れがある児には、乳幼児健診で経過を見る他、母と相談し医師より発達検査の指示が出される児もいるなど、療育への勧奨もしやすい状況。	A	①継続	今後も感染対策を取りながら乳幼児健診を継続し、発達に遅れがある児への支援等は医師とも相談しながら実施していく。	
		⑧ あそびの教室	子どもの発育や発達のことなどで不安を感じたり、子どもとの関わりが難しいと悩んでいるお母さんと子どもが楽しく遊べる教室を行います。	こども未来課	あそびの教室の参加人数	人	-	15	21	12	20	-	こども通園センターにおいて、あそびの教室を開催し、親子で楽しく遊び子育ての相談ができる機会を設け、育児不安の解消、養育環境の改善を図り、子どもの健全な発達を支援しています。	A	①継続	子どもの発育や発達のことなどで不安を感じたり、子どもとの関わりが難しい等、育児不安の解消、養育環境の改善を目的に、今後も、あそびの教室を開催し、親子が楽しく遊び、子育ての相談ができる機会を設けます。
		⑨ 介護予防教室	65歳以上を対象として、要介護状態や障がいの発生を予防し、生きいきと暮らすことができる体力づくり、筋力づくりを図るための教室を行います。	高齢者福祉課	開催箇所・開催回数	箇所・回	5箇所・237回	5箇所・290回	5箇所・290回	5箇所・253回	-	市内の医療機関や介護事業所の専門職が高齢者の介護予防に関する知識や方法の普及を目的に介護予防教室を週1回程度開催。	A	①継続	介護予防等に関する知識の習得のほか、自身の健康や介護に対する不安についての相談ができる場として、引き続き実施する。	

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等	
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3
基本 施策 4 保健・ 医療の 推進	(2) 保健医療の提供	① 特定健康診査・一般健康診査・各種健康診査	20歳～39歳までの市民、40歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者等を対象に、生活習慣病に関する健康診査を行います。	保健医療課	若年者健診 特定健診 後期高齢者健診	人	167 2,086 286	173 1,962 301	169 1,951 337	133 1,775 395	-	特定健診受診率は50%前後で推移しているが、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響で減少。後期高齢者健診は、受診者数が順調に増加。	C	②内容再考のもと継続	引き続き受診勧奨を継続し、目標受診率60%を目指すと共に生活習慣病の重症化予防を図る。
		② こころの健康相談・精神保健相談	精神障がい者及びその家族から、嘱託精神科医師及び保健師等が相談を受け、指導・助言、関係機関紹介、調整を行います。	保健所	相談件数	件	240	268	393	233	-	本人・家族からの心の悩みに関する相談に対応。傾聴することで気持ちが落ち着く方もいれば、受診調整等を要する場合もあり、個々の状況や背景に応じた対応が必要。	-	①継続	継続して事業を実施する
		③ 在宅精神障がい者訪問指導	保健師が家庭訪問をして、在宅の精神障がい者の生活環境を把握し、適切な療育と地域生活の参加のための指導を行います。	保健所	訪問件数	件	24	21	7	1	-	精神障がい者が適切に治療を継続でき、安定した生活や社会参加が送れるよう、訪問による相談指導を行っている。今後も、主治医や関係機関と連携し対応が必要。	-	①継続	継続して事業を実施する。 保健所だけではなく、市関係部門、相談支援事業所の役割も大きい
		④ 自立支援医療（更生医療・育成医療）	身体障がい者・児の障害の程度の軽減等を行うために必要な場合に、その医療費を助成します。	福祉課	レセプト件数	件	1,250	1,297	1,295	1,253	-	増減はあるものの一定程度の利用者がある状況。制度の周知については、ホームページの掲載や心身障がい者の手引き等を利用し行っている。	B	①継続	ホームページや広報の掲載や医療機関等との連携、心身障がい者の手引きを利用し、制度の周知を引き続き実施する。
		⑤ 自立支援医療（精神通院医療）	精神障がい等のため、通院による精神医療を継続的に必要とする場合の医療費を助成します。	福祉課	申請件数	件	496	580	576	508	-	増減はあるものの一定程度の利用者がある状況。制度の周知については、保健所や医療機関等と連携し行っている。	B	①継続	保健所や医療機関等との連携し、制度の周知を引き続き実施する。
		⑥ 小児慢性疾患医療給付	悪性新生物など国が定める慢性疾患にかかっている18歳未満の児童（20歳まで延長あり）に、その医療費の一部を助成します。	保健所	助成件数	人	31	35	33	34	-	年間30件程度の助成件数となっている。	-	①継続	継続して事業を実施する
		⑦ 重度心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳1～2級、及び3級の内部障害、療育手帳の判定がA、精神障害者保健福祉手帳1級の方（通院のみ）の医療費を助成します。	市民課	給付件数	件	10,341	9,764	9,933	9,667	-	人口・対象者減にともない給付実績は減少しているものの一定程度の利用者がある状況。制度の周知については、福祉課と連携し行っている。	A	①継続	ホームページや広報に掲載するとともに福祉課等と連携し、制度の周知を引き続き実施する。
		⑧ 特定疾患等医療費助成制度	国や道が定める特定疾患やウイルス性肝炎等の難病にかかる医療費の一部を助成します。	保健所	助成件数	人	311	312	286	313	-	年間300件前後の助成件数となっている。	-	①継続	継続して事業を実施する
		⑨ 在宅難病患者支援	特定疾患等医療費助成制度申請者に対する相談・訪問支援を行います。	保健所	相談対応件数及び訪問件数	件数 (上段相談、 下段訪問)	50 24	27 10	36 12	4 4	-	医療依存度の高い疾患に対し新規申請時に面接を行い医療、介護、福祉等の課題がないかを確認し、適切な療養環境が整うように随時又は継続し対応している。	-	①継続	継続して事業を実施する
		⑩ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成	在宅酸素療法等を必要とする低肺機能患者に酸素濃縮器等にかかる電気料金の一部を助成します。	保健所	助成件数	人	31	35	29	36	-	年間30件程度の助成件数となっている。	-	①継続	継続して事業を実施する
		⑪ 後期高齢者医療制度	65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度が認定する障がい内容により、後期高齢者医療保険を選択することができます。	市民課	認定件数	件	24	26	27	17	-	増減はあるものの該当者がいる状況。制度の周知は主に北海道後期高齢者医療広域連合で行うが、庁内においては福祉課と連携し行っている。	A	①継続	福祉課と連携し対象者へ制度の周知を行うことで、選択機会の確保に努める。
		⑫ 精神障害者地域生活支援事業	精神障がい者が自立した社会生活が送れるように病院や施設などの地域の関係者と連携し、入院中の精神障がい者が退院し、地域生活することができるための支援を推進します。	地域生活支援センター	利用者数	人	3	3	2	1	2 (9月末)	精神科医療機関（主に北の峰病院）からの地域移行・定着支援を実施している。一連の取り組みに必要な連携体制を実践を通じ地域に構築してきた。また過去には、矯正施設からの触法障害者の地域移行・定着支援の実績あり。	A	①継続	精神科医療機関からの地域移行支援を継続して取り組み、地域関係機関・医療機関・行政との更なる連携の強化を図っていく。
		⑬ 訪問看護事業	病气やけが、障がい等により、家庭での療養が必要な方に看護師が自宅に訪問し、看護、リハビリ、相談支援等を行います。	がらの訪問看護ステーション青いとり 富良野地域訪問看護ステーション 老健ふらの訪問看護ステーション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等		
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3	
基本 施策 5 雇用・就労の拡大	(1) 就労支援の充実	① 就労移行支援	就労支援体制の確立に努め、一般企業での就労を希望する65歳未満の障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	福祉課	利用者数	人	7	6	7	7	-	一定程度の利用者がある状況。制度の周知については、ホームページの掲載や広報ふらの等を利用している。	B	①継続	一般企業での就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行う。	
		② 就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	福祉課	利用者数	人	21	33	33	32	-	一定程度の利用者がある状況。制度の周知については、ホームページの掲載や広報ふらの等を利用している。	B	①継続	一般就労等での就労が困難な方に、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。	
		③ 就労継続支援B型	心身の状態などから一般企業等での就労が困難になった方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	福祉課	利用者数	人	138	143	136	134	-	多くの利用者がある状況。制度の周知については、ホームページの掲載や広報ふらの等を利用している。	B	①継続	一般就労等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。	
	(2) 就労相談、雇用の拡大	① 障がい者雇用に関する企業の理解促進と市内障がい者雇用企業との連携	障がい者の雇用拡大を企業に啓発活動を行います。また、市内の障がい者を雇用している企業と情報交換を行い、雇用に結びつけるように連携します。	上川中南部障害者就業・生活支援センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		② 公共機関等での雇用の促進	市役所をはじめ、市内の公共機関や公的事業を委託している事業者での雇用の促進を図り、障がい者の働く場所を拡大します。	上川中南部障害者就業・生活支援センター 福祉課 商工観光課 総務課	-	-	-	-	-	-	-	-	(商工観光課) 具体的な取組なし	-	-	-
		③ 職場体験実習の拡大	様々な職場体験実習を受け入れる企業等の開拓を行い、働く体験の機会と実践的な就労体験の場を増やします。	商工観光課	職場体験実習件数	件	0	0	0	0	0	0	障がい者雇用に関する事業所への周知や啓発 市内事業所のR2法定雇用率達成割合61.5%	D	①継続	ハローワークや商工会議所等関係機関と連携して障がい者雇用状況等を把握し、雇用・就労の拡大につなげる
		④ 上川中南部障害者就業・生活支援センター	障がい者の相談や就労支援等を行い、自立と社会参加を応援します。障がい者の雇用を考えている企業・事業所への支援を行います。また、ジョブコーチ支援事業等による障害者、事業主及び当該障害者の家族に対して、障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援などを行う。	上川中南部障害者就業・生活支援センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		⑤ 企業内授産事業	企業などから委託を受けた作業所等が、実施する授産事業を拡大し、働く意欲のある障がい者の福祉的就労から一般就労への移行を促進します。	福祉課	-	-	-	-	-	-	-	-	具体的な実績なし	E	③施策の再編	企業などから委託を受けた作業所等が、実施する授産事業を拡大し、働く意欲のある障がい者の福祉的就労から一般就労への移行を促進する。
		⑥ 障がい者優先調達推進	市などが率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するように努めます。	福祉課	目標達成率	%	104.9	173.0	115.0	53.0	-	-	定期的に障がい者就労施設等からの物品等の調達し推進し、ある程度の購入実績がある。	B	①継続	引き続き、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等	
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3
基本施策6 広報・啓発活動の推進	(1) 情報提供の充実	① 広報紙等への情報掲載	障がい者施策の福祉情報やお知らせ等を「広報ふらの」や「社協だより」に積極的に掲載していきます。	福祉課	掲載回数	回	-	-	-	-	-		D	②内容再考のもと継続	
			社会福祉協議会	掲載回数	回	4	4	4	3	2	新型コロナウイルス感染症の支援関連の記事が多くなり、令和2年度から掲載頻度が減っています。	B	①継続	引き続き掲載に努める。	
		② 情報伝達の充実	声の広報、インターネット、手話通訳などによる情報提供に努めます。	企画振興課	放送番組数	番組	3	3	3	3	FMラジオを活用し、広報紙の内容をラジオで放送ラジオ広報ふらの（月～金の毎日）、いま知りたい！ふらのQ&A（月～金の毎日）、元気ハツツ！まちづくり（月2回）	A	①継続		
		③ ホームページへの情報掲載	障がい者施策に関する情報やお知らせを市のホームページに掲載し、利用しやすいホームページを作成していきます。	スマートシティ戦略室	-	-	-	-	-	-		B	①継続	引き続き障がい者施策に関する情報を市のホームページに掲載し、利用しやすいホームページの作成に努めます。	
		④ 出前講座の推進	障がい者に関する出前講座を通じて、市民の中に入って、障がい者への理解を深めていきます。	福祉課	講座開催回数	回	-	-	-	-	-	福祉課として、障がい者に関する出前講座を用意しているが、地域や団体からの講座開催の要望はない。	E	③施策の再編	障がい者に関する出前講座を引き続き開催し、障がい者への理解を深める。
		⑤ 障がい者のしおり	福祉制度やサービスの内容等の障がい者のしおりを作成し、適宜、市内の障がい者に配布します。	福祉課	-	-	-	-	-	-	-	障害者手帳の交付等の際に「心身障がい者の手引き」を配布し内容の説明を行っている。毎年山部、東山支所への配布と適時記載内容の更新を行っている。	B	①継続	「心身障がい者の手引き」の配布と内容の説明等を引き続き行う。
	⑥ パンフレット類の作成及び配布	障害者総合支援法などの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的・効率的に推進されるよう啓発に努めます。	福祉課	-	-	-	-	-	-	-	「障がい福祉社会資源ガイド」、「障がい福祉サービスガイド」等の記載内容等を適時精査し、内容の変更に伴い更新を行っている。啓発については、ホームページの掲載や広報ふらの等を利用し行っている。	D	①継続	障害者総合支援法などの仕組み、制度が効果的・効率的に推進されるよう、引き続き啓発活動に努める。	
	(2) 相互理解及び啓発活動の推進	① 障がい者に関するイベントの後援	各施設が行う障がい者のイベントの運営を支援し、市民の理解と共感を深めます。	福祉課	-	-	-	-	-	-	-	各施設が行う障がい者のイベントの運営を支援する体制づくりを行っている。	D	②内容再考のもと継続	各施設が行う障がい者のイベント等の運営に対しての支援を継続して行う。
		② 障がい者作品展	障がい者作品展の開催や施設等で行っている作品展を支援します。	福祉課	支援回数	回	-	-	-	-	-	共催・後援の実績なし	D	②内容再考のもと継続	支援方法について、各施設等との協議を検討する。
		③ 当事者団体・支援者団体との連携	市の関連部署と当事者団体や支援団体との連携を深め、情報交換や意見交換を盛んにすることで相互理解と情報の共有に努めます。	福祉課	-	-	-	-	-	-	-	多方面の関係機関とのネットワークの構築等、連携強化を目的に情報交換や意見交換を行う。	D	②内容再考のもと継続	引き続き関連部署との連携を深め、情報交換や意見交換を行い相互理解と情報の共有に努める。
		④ 障害者週間に合わせた広報・啓発活動	障がいへの理解を深めるために、「障害者週間」（12月3日～9日）に合わせて広報・啓発活動を実施します。	福祉課	広報掲載等	回	1	1	1	1	-	広報12月号に障害者週間や障害者施策等について広報広聴係と協議し掲載している。	A	①継続	引き続き、広報12月号に障害者週間・障害者支援施策について掲載し、市民の方に周知啓発を行っていく。
		⑤ 地域生活研修啓発（地域生活支援事業）	地域での障がいへの理解を深めるための研修・啓発等の事業を行います。	地域生活支援センター	地域啓発研修会	回	1	1	0	0	1	富良野地域自立支援協議会・富良野部会にて地域啓発研修を実施している。	A	①継続	引き続き、地域の要望に応じた啓発研修を実施していく。
		⑥ 地域自発活動支援（地域生活支援事業）	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動等を支援します。	地域生活支援センター	活動支援回数	回	12	12	12	5	1 (9月末)	精神障害者回復者クラブ「たぬきの郷」、自助グループ「ピアンネットふらの」の事務局を補助し、活動をサポートしている。	A	①継続	引き続き、各当事者活動を支援していく。
		⑦ 学校教育での福祉教育	副読本などを活用し学校教育での福祉教育を充実させます。また、心の健康の指導・啓発を行い、子どもたち自身の心の健康にも配慮していきます。	学校教育課	なし	-	-	-	-	-	-	社会福祉協議会等と連携し、障がい者施設や高齢者施設の体験学習を実施している。	B	①継続	引き続き、社会福祉協議会等と連携をし取り組みを進めていく。
		⑧ 社会教育との連携	障がいについて正しい理解を深めるため、社会教育と連携を図りながら、市民に対する福祉教育を充実させます。	社会教育課	なし	-	-	-	-	-	-	実績なし	D	①継続	
		⑨ 福祉講座	福祉講座の開設に努め、図書館で啓発用図書や視聴覚用資料の整備を図ります。	図書館	大活字図書の整備	冊	737	737	763	780	789	コンスタントな利用があることから、今後も大活字図書等の整備を進めていく。	A	①継続	今後、電子図書を導入することにより、一般市民と同様のコンテンツを利用することが可能となり、選書の幅が広がる。

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等	
					指標名	単位	H29	H30	H31/R1	R2					R3
基本施策6 広報・啓発活動の推進	(3) 情報バリアフリー化の推進	① ホームページのバリアフリー化	色覚障がい者の配慮等、様々な障がいのある人にも利用しやすいよう、ホームページのバリアフリー化を促進します。	スマートシティ戦略室	ウェブアクセシビリティ JIS X 8341-3:2016 レベルA準拠	%	60	60	60	60	95	平成26年度に現行のホームページにリニューアル現在(令和3年度)でホームページの全面リニューアル中であり、ウェブアクセシビリティの向上を図る	A	①継続	定期的なアクセシビリティチェックを実施し、基準に満たないページの修正を行う
		② 視覚障がい者のための情報サービス	視覚障がい者が円滑に情報を得られるよう、録音物等による広報の発行等を行います。	企画振興課	放送番組数	番組	3	3	3	3	3	FMラジオを活用し、広報紙の内容をラジオで放送ラジオ広報ふらの（月～金の毎日）、いま知りたい！ふらのQ&A（月～金の毎日）、元気ハツツ！まちづくり（月2回）	A	①継続	
				議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	広報（議会だより）を録音物等により発行を行っています。また、YouTubeやコミュニティFMを活用して市議会の模様を動画や音声でお知らせしています。	B	②内容再考のもと継続	視覚障がい者が円滑に情報を得られるよう、インターネット中継やコミュニティFMなどを活用した情報発信に努めます。
		③ 障がい者への配慮した広報等の提供	知的障がい者・精神障がい者等にも理解しやすいよう、広報紙等の表現を分かりやすく工夫し、難しい文字にルビを入れることや録音物等を配慮します。	企画振興課	放送番組数	番組	3	3	3	3	3	FMラジオを活用し、広報紙の内容をラジオで放送ラジオ広報ふらの（月～金の毎日）、いま知りたい！ふらのQ&A（月～金の毎日）、元気ハツツ！まちづくり（月2回）	A	①継続	
	④ 情報機器の導入	障がい者のコミュニケーション・情報の確保のため、最新機器・技術の導入を検討します。	福祉課	導入件数	件	0	1	0	0	-	H30 福祉課（保健センター2F窓口）に助聴器を導入。	B	②内容再考のもと継続	新庁舎での業務に備え、ICT機器（窓口業務に使用できる音声翻訳機やタブレット端末等）の導入を行うことで、障がい者の方とのコミュニケーションツールを確保する。	
	(4) コミュニケーション支援の推進	① 手話通訳者の派遣	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者を派遣します。	地域生活支援センター	派遣件数	件	2	23	13	23	4 (9月末)	手話通訳者4名を登録し、通訳派遣の依頼があった場合、通訳者を派遣している。	A	①継続	通訳者の派遣依頼に応じ、手話通訳者を派遣できる体制を確保している。
		② 要約筆記者の派遣	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に、要約筆記者を派遣します。	地域生活支援センター	派遣件数	件	0	0	0	0	0	要約筆記者の依頼があった場合、北海道手話通訳派遣センター（上川総合振興局）と連携し、要約筆記者の派遣調整を行う。	B	①継続	要望に応じ、要約筆記者を派遣できる体制を確保している。
		③ 講演会等への手話通訳者・要約筆記者の配置の推進	中で実施する講演会や講座に手話通訳者等を必要としている方の参加がある場合には、手話通訳者や要約筆記者の配置を促し、障がい者の社会参加を進めます。	地域生活支援センター	派遣件数	件	0	0	1	0	0	要望に応じ、手話通訳者並びに要約筆記者の派遣調整を行える体制を整備している。	A	①継続	要望に応じ、手話通訳者・要約筆記者を派遣できる体制を確保している。
	(5) ボランティア活動の推進	① ボランティアの養成	社会福祉協議会のボランティアセンターや地域生活支援センター等でボランティアの養成に努めます。	社会福祉協議会	研修会回数	回	3	3	3	0	0	コロナ禍前は、ボランティアスキルアップ事業、ボランティア愛ランド、ふらの夏祭り、自主研修会を実施。コロナ禍後は、感染防止のため、開催自粛。	C	①継続	研修会開催の検討と活動創出によるボランティアの育成を目指す。
		② 手話奉仕員養成講習会	手話奉仕員を養成するための講座を開催します。市の登録手話奉仕員として事業に協力してもらいます。	地域生活支援センター	受講者数	人	6	12	6	0	0	手話奉仕員養成講座を入門過程、基礎課程の2年に分け開催している。	B	①継続	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は開催していない。
		③ ボランティア団体との協力の推進	障がい者の自立の支援に積極的な活動を展開している社会福祉協議会やボランティア団体等との協働に努めます。	社会福祉協議会	活動費助成	件	3	3	2	2	2	件数は横ばいではあるが、活動停滞や休会の団体が出始めている。 ※障害分野のボランティア団体への助成件数を掲載。	B	①継続	助成による活動支援だけでなく、研修会や活動による関係構築の強化を目指す。
	基本施策7 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の推進	① 成年後見制度利用支援	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等、判断能力が十分ではない人を保護するため、制度の利用を推進します。	福祉課	成年後見制度の利用（市長申立件数）	件	0	2	5	5	-	令和元年に権利擁護センターを開設してから、成年後見制度利用に関する相談、申立が大幅に増加した。制度周知が徐々に浸透してきている。	B	①継続
② 日常生活自立支援事業			判断能力が十分でない人の福祉サービス利用に関わる相談や援助を行い、障がい者の権利を擁護し、自立生活を支援します。	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業を申請した者（利用者数）	人	9	13	11	4	3	成年後見制度の利用までに至らない利用者の金銭管理を行う事により、日常生活を送る事ができている。	A	③施策の再編	富良野市社会福祉協議会独自サービスのあんしんあずかり事業へ移行し、多様なニーズに対応していく。
(2) 虐待や差別の解消		① 虐待防止対策	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援をします。	福祉課	相談件数	件	0	1	1	0	-	障害福祉サービス事業所が増え、利用者がサービスを選択できる幅が増えた反面、事業所職員の経験不足等から障がい者への理解・教育が行き届かず、不適切な対応や障がい者虐待につながるケースがある。	C	①継続	障がい者虐待について広報啓発・障害福祉サービス事業者が集まる自立支援協議会等で周知を図ることで、市民や事業所職員の障がい者虐待について意識を高め、不適切な対応・虐待防止を図る。
		② 障害者虐待防止法に伴う一時保護	養護者による虐待により、生命及び身体に重大な危険が生じていると認められる障がい者に対し、一時的な保護を行います。	福祉課	虐待等により一時保護をした件数	件	0	0	0	0	-	養護者による虐待について、幸いに一時保護を扱うような事例は生じていない。	A	①継続	市民の意識向上のために障がい者虐待について引き続き広報啓発を行い、障がい者虐待について意識を高め、虐待防止を図る。
		③ 障害者差別解消法	広報・ホームページ、研修・講演会などさまざまな手法を用いて、市民や企業に対して周知・啓発活動を行い、障害者差別解消法の理解を深めます。	福祉課	広報掲載等	回	1	1	1	1	-	障害者週間等で広報に法内容について掲載し、市民に周知している。H30市職員対応要領作成し、その際、市職員に対して外部講師を招き研修会を実施している。	B	①継続	感染症対策等により、市民や企業に対しては研修はできていないが、引き続き、広報・ホームページ掲載することで、障がい者の差別をなくす取り組みを行っている。

基本施策

基本施策	主な施策	主要事業	取組内容	担当課	事業の実績（把握できる指標があれば記入）						現状（これまでの取り組みと課題）	達成度	今後の方針	施策実施に係る今後の考え方、再編方法等	
					指標名	単位	H29	H30	H31/R 1	R2					R3
		④ ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がい、難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい方で、希望される方に対してヘルプカード・ヘルプマークを配布し、周囲の手助けをお願いしやすくなります。	福祉課	配布数	枚	13	14	14	15	-	市内公共機関にヘルプマーク周知のポスターを設置し、また、障害者週間等で広報掲載、ホームページに掲載している。	B	①継続	道からの啓発ポスター配布の際は、市内公共機関に設置し、広報・ホームページには、引き続き掲載することで、ヘルプマークの認知度を向上させる。障害福祉サービス事業者や支援者からヘルプマークを必要としている方への声掛け等を行う。